

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

物林株式会社

平成20年5月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 物林株式会社の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

I. 物林株式会社の概要

1. 申請者名称 物林株式会社 代表取締役社長 鈴木 優
(所在地) 東京都江東区新木場 1 丁目 7 番 22 号新木場タワー
2. 認定事業体 物林株式会社 事業所 国内 8 ヶ所

事業所	所在地	TEL
東京本店	江東区新木場 1 丁目 7 番 22 号新木場タワー 6 階	03-5534-3581
北海道支店	札幌市中央区北 3 条西 2 丁目 10-2 札幌 HS ビル	011-271-1188
大阪事務所	大阪市西区江戸堀 1-18-35 肥後橋 IP ビル	06-6441-8731
旭川事務所	北海道旭川市永山町 10 丁目 74 旭川林業会館内	0166-47-2200
北見事務所	北海道北見市留辺蘂町旭南 48 番地	0157-42-2131
苫小牧事務所	北海道苫小牧市晴海町 41	0144-57-8070
仙台営業所	仙台市青葉区本町 2 丁目 10-28 仙台グリーンシティビル 6F	022-722-3071
東北営業所	岩手県盛岡市中央通 3-17-7 北星ビル 4-A	019-625-3434

3. 事業内容・業種 木材業・木質製品総合販売業

4. 沿革・概要

物林株式会社は、旧三井物産林業(株)が平成 19 年(2007)3 月に、社名変更して発足した木材商社である。(三井物産(株)社有林等の山林部門は、平成 16 年(2004)に三井物産フォレスト(株)、「物林緑化(株)」に移管されている。)

経営方針として「日本の国家事業である森林育成サイクルに貢献するとともに、国内の製材・加工業者との共栄を図り、全国の地域林産事業の発展に尽くし、また、木材製品、住宅関連資材に関する技術開発を積極的に行い木材業界、社会の向上に貢献する。」ことを掲げている。

今回の SGEC 事業体認定の取り組みは、主として北海道産の SGEC 認証材の流通拡大及び国産材の普及拡大を図ることを目的として製材工場から住宅建築までの関連企業と連携し、一体となって SGEC 認証材の適正な分別・表示と流通の拡大を図るため、木材商社の立場から、その一翼を担おうとするものである。

*連携企業

- ・製材工場 (株) 湧別林産 (北海道紋別郡湧別町)
- ・集成材工場 (協) オホーツクウッドピア (北海道留辺蘂町)
- ・プレカット工場 北海道プレカットセンター (株) (北海道苫小牧市)
- ・住宅メーカー ハウジングオペレーション (株) (札幌市)

(注) 上記連携企業は、別途、SGEC 分別・表示事業体認定申請を行っている。

【物林株式会社の概要】

- ・ 設立：1967年8月
- ・ 資本金：50,000千円
- ・ 年間売上高：28,372百万円（2007年3月期）
- ・ 事業所数：9ヶ所（東京、札幌、大阪、旭川、北見、苫小牧、盛岡、仙台、バンクーバー）
- ・ 従業員数：＜2008年2月1日現在＞
107名（男：84名、女：23名）
- ・ 主な営業内容：
 - *立木、国産及び外国産丸太・製材・木材加工品、各種建材類の販売
 - *エクステリア商品の販売及び施工
 - *樹木、造園資材、林業用資機材の販売

年間売上実績における国産材の比率は、年々高まってきており、2007年3月期末は、売り上げ実績の52%（148億円）を国産材製品・立木・丸太等が占めるまでになってきている。木材・木製品の取扱量は、次のとおりである。

- ・ 木材・木製品の取扱量（2007年3月期）

国産原木（原料）売上量	158,795	m ³
外国産原木(原料)売上量	58,335	m ³
国産材製材品 売上量	58,061	m ³
外国産製材品 売上量	159,480	m ³
建材・その他資材売上量	62,587	m ³

（注）国産原木の約75%は北海道産のトドマツ、カラマツであり、本州産ではスギが多い。

【物林株式会社の沿革】

- 1967年8月 旧三井物産（株）が北海道の小樽支店で明治30年代から山林・木材事業を展開し、昭和19年（1944）に三井木材工業（株）に引き継いだ。また、昭和12年（1937）に設立していた三井物産系列の「三和林業（株）」（本州各地での造林事業を一元的に運営するための会社）を昭和42年に統合して、「三井物産林業（株）」として新発足、資本金5,000万円。
- 1973年5月 資本金を1億500万円に増資。
- 1987年3月 物林緑化（株）を設立（当社100%出資）。
- 1992年4月 北海道山林部を設置し、北海道地区の環境緑化事業、造林事業の拡大を図る。
- 1997年4月 協同組合オホーツクウッドピアに出資し、経営に参画。
- 2000年9月 北海道プレカットセンター（株）に出資（100%）し、経営に参画。
- 2000年10月 木材貿易部を設置（三井物産の木材商内の一部を移管）。

2002年 2月	ISO14001（環境マネジメント）を全店で認証取得。
2002年 4月	札幌支店を北海道支店に改称。北海道山林部と環境・緑地部の山林部門を統合し、山林事業部を設置。
2004年 3月	山林事業部を物林緑化（株）へ移管。
2004年 5月	カナダ バンクーバーに物林ノースアメリカ（株）設立。
2006年 7月	日本木材輸入協会団体認定取得
2006年 8月	PEFC-CoC 認証取得
2007年 3月	株式交換により、三井物産株式会社から JK ホールディングス株式会社の傘下となり、社名を物林株式会社へ変更。

5. 分別・表示管理体制

物林(株)は、立木から木材製品までを取り扱う「木材流通企業」(商社)であり、主な業務フローは以下の通り。

【業務フロー】

- ① 国内左右商売 受注 → 発注 → 納品
- ② 国内在庫発注 発注 → 入庫 (→ 委託加工等) → 入庫
- ③ 国内在庫受注 受注 (→ 委託加工等) → 出荷 → 納品

物林(株)による分別・表示が必要となる②と③のケースの基本的な流れは、②物林(株)によって発注された木材製品等は、自社倉庫ないし、寄託先((協)オホーツクウッドピア、北海道プレカットセンター(株)等)の倉庫に物林(株)の管理の下で保管される。

③受注に従って、寄託先等で二次加工されるなどした製品が出荷、納品される。というものである。

今回の SGEC 分別・表示システム事業体認定取得に当たり、物林(株)では、「SGEC-COC 管理マニュアル」(SGEC 認証林産物分別・表示管理方針)を定め、「SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が受入、保管、委託加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理を担当する管理責任者及び各部内管理者を設置して管理体制を確立し、認証林産物の適正な流通に努める。」とし、「SGEC 分別・表示管理体制」及び「認証林産物の入・出荷管理工程図」(流通管理計画書)を定め、寄託先も含めた認証林産物の分別・表示管理の徹底と管理体制を確立している。

【主な確認資料】

- 物林株式会社の沿革・概要
- SGEC－COC 管理マニュアル（認証林産物の分別・表示管理方針書）
- SGEC 認証林産物分別・表示管理体制図（組織図）
- 認証林産物の入・出荷管理工程図（流通管理計画書）
- 物林株式会社 HP：<http://www.mbr.co.jp>
- SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表（書式）

II. 審査経過・写真

1. 物林株式会社の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、山下友一、橋場一行の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年3月31日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

4月14日／物林株式会社本社(東京都江東区)

(出席者) 物林株式会社	取締役営業本部長	野口隆幸
同 本店	経営企画部長	横田耕治
	総務部 法務室	山川自知
	経営企画部事業推進室	長谷川悦子

4月25日／(協)オホーツクウッドピア(北見市留辺蘂町)：寄託先

(出席者) 物林株式会社	北海道建設資材部部長	塚谷重之
本店	総務部 法務室	山川自知
(協)オホーツクウッドピア	専務理事	板垣孝夫

5月12・13日／北海道プレカットセンター(株)(札幌市・苫小牧市)：寄託先

(出席者) 物林株式会社	北海道建設資材部部長	塚谷重之
本店	総務部 法務室	山川自知
北海道プレカットセンター(株)	代表取締役社長	塚田耕司

(内 容)

1. 物林株式会社の事業概要及び木材製品等の仕入れ・保管・販売における木材の流れ・管理の仕組み等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 物林(株)所有木材製品の寄託先関連会社において、木材製品の受け渡し・保管・在庫管理・加工材の受け渡しの仕組みを確認した。
3. SGEC 分別・表示の考え方等の説明を行った後、物林株式会社の管理方針、マニュアル、認証林産物の出荷管理計画、分別・表示管理体制等について追加指摘事項の説明を行うとともに、遵守意志を確認した。

【審査判定】

5月26日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 物林株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、物林株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 「SGEC-COC 管理マニュアル」を関係職員・関係会社に対し、十分に周知すること。（基準 3-5）
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3-6）

【判定事由】

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体である。

物林株式会社(以下：物林(株))は、三井物産が明治 30 年代から事業展開していた山林、木材事業を引き継いだ「三井物産林業(株)」が、平成 19 年 3 月に JK ホールディングスに株式譲渡・社名変更した木材流通会社である。

本社(東京都江東区)と国内 8ヶ所の事業所(東京、札幌、大阪、旭川、北見、苫小牧、盛岡、仙台)、国外ではカナダのバンクーバーで、立木、国産及び外国産丸太、製材及び木材加工品の流通販売を行っている。

経営方針として「日本の国家事業である森林育成サイクルに貢献すると共に、国内の製材・加工業者との共栄を図り、全国の地域林産事業の発展に尽くす」ことを掲げており、物林(株)は、歴史のある木材流通会社として、今後も持続的に事業活動を行いうる事業体である。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全である。

「決算報告書」の流動比率等の数値により、財務状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。

物林(株)は、立木、国産及び外国産丸太、製材及び木材加工品の流通販売を行っている事業体であり、年間売上実績(284 億円)における国産材の比率は、年々高まっており、2007 年 3 月期末は、売り上げ実績の 52% (148 億円)を国産材製品・立木・丸太等が占めるまでになっており、SGEC 認定事業体としての適合条件を揃えている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。

国産材の仕入れ先は、主に北海道であり、同時に認定申請中の「北海道プレカットセンター(株)」や「北見地方 SGEC ネットワーク」構成会員の集成材メーカーや製材工場とも、反復継続した取引関係にあり、今後も継続的に「SGEC

認定事業体」との取引関係が続くと判断する。

2－3／妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である。

今回の SGEC 事業体認定への取り組みは、北海道北見地方で、SGEC 森林認証の取り組みが進んできたことから、関連会社の北海道プレカットセンター(株)と連携して SGEC 認証林産物の適正な分別・表示の一翼を担い、川下消費地の住宅メーカー・工務店へ国産、特に道産認証林産物の新たな販路・用途開発を図ろうとするものである。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3－1／妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。

物林(株)は、「SGEC-COC 管理マニュアル」(認証林産物の分別・表示管理方針書)を定めており、受入、保管、加工、出荷の各段階を想定した「認証林産物の入・出荷管理工程図」を作成している。

3－2／妥当である

分別できる製造工程である。

物林(株)は、主として立木から木材製品までを取り扱う「木材流通会社」(商社)であることから、自らの製造工程はない。

関連会社への所有認証林産物の寄託、委託加工等に当たっては、分別・表示管理体制の整った SGEC 認定事業体のみとし、同社「SGEC-COC 管理マニュアル」の遵守を徹底する。

3－3／妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。

「SGEC 分別・表示管理体制」を定め、流通段階での認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底と管理体制を確立することを確認した。

3－4／妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査が行える。

「SGEC 分別・表示管理」の管理責任者(認証材管理総責任者、統括分別・

表示管理責任者、分別・表示管理責任者、部内管理者)を定めており、「SGEC-COC 管理マニュアル」において、それぞれの役割を明記しており、自主的に内部検査を行う体制としている。

なお、前記マニュアルにより、「総責任者は内部監査を計画し、すべてのSGEC-COC 対象部署に対して、年に1回2月に定期的に内部監査を行う」とし、内部監査の実施とトップマネジメントへの結果報告の義務づけを明示している。

3-5 / 妥当である

職域で適正な内部研修を行っている。

物林(株)は、ISO 取得に伴う教育訓練が実施されており、新たに「SGEC-COC 管理マニュアル」に従った「教育訓練計画」を作成して、教育訓練を行うこととしている。その結果は認証材管理総責任者(事務局長)が評価することとされており、適正な内部研修が行える体制となっている。

3-6 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存する。

認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定後は、認証林産物と非認証林産物とのコード番号を明確に区別し、「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表(台帳)」を作成して認証材の売買履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を最低5年間保存し、履歴の証明等に備えることとしている。

3-7 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。

「SGEC-COC 管理マニュアル」により、管理者は最低四半期に一度の定期的な棚卸し在庫管理の実施が義務づけられており、それは、所有林産物の寄託先においても実施されていることを確認した。

なお、認証林産物の保管数量を管理するための「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」を作成していることを確認した。